



平成 26 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 日本アセットマーケティング株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 越塚 孝之  
 (コード：8922、東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役最高財務責任者 栗原 裕二  
 電話番号 03-5667-8023 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 10 日の取締役会において、定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

変更の内容につきましては、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会の決議をもって、正式に決定する予定であります。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 当社は、経営効率の向上を図るため、本社機能を東京都港区南青山二丁目 6 番 18 号から東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号に移転しておりますが、実際の本店業務にあわせて現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (3) 公告費用の削減を図るため、現行定款第 5 条（公告方法）に定める、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合の措置を変更するものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットを利用した不動産・住宅等のマーケティングリサーチ業務および情報提供サービス業務 2. <u>コンピューター、インターネット等による不動産・住宅等に関するソフトウェアの企画・開発・販売</u> 3. 不動産オークション会場の経営および運営	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットを利用した不動産・住宅等のマーケティングリサーチ業務および情報提供サービス業務 2. ソフトウェアの企画、 <u>開発</u> 、 <u>販売</u> 3. <u>不動産および不動産オークション会場の経営</u> および運営

現 行 定 款	変 更 案
4. 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託	4. 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託
5. <u>建物の維持管理に関する業務</u>	5. <u>建物および建物関連設備の運転、保守、点検、整備、管理、環境、衛生、清掃等に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託</u>
6. 宅地造成および建物の建築、修繕、増改築	6. 宅地造成および建物の建築、修繕、増改築
7. 不動産の売買、仲介、販売代理、賃貸、管理および保有	7. 不動産の売買、仲介、販売代理、賃貸、管理および保有
8. 建築設計および監理業務	8. 建築設計および監理業務
9. 都市計画および地域計画に関する企画・調査・設計・管理およびコンサルティング	9. 都市計画および地域計画に関する企画、調査、 <u>設計</u> 、 <u>管理</u> およびコンサルティング
10. 不動産鑑定業	10. 不動産鑑定業
11. 損害保険代理業	11. 損害保険代理業
12. 金融商品取引業	12. 金融商品取引業
13. 生命保険の募集に関する業務	13. 生命保険の募集に関する業務
14. 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務ならびにそのコンサルティング	14. 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務ならびにそのコンサルティング
15. 不動産特定共同事業法に基づく事業	15. 不動産特定共同事業法に基づく事業
16. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理	16. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
17. 資産流動化に関する法律に基づく特定資産の流動化にかかる業務	17. 資産流動化に関する法律に基づく特定資産の流動化にかかる業務
18. 金銭の貸し付け、各種債権の売買、立替払い、債務の保証・引受およびその他金融業務	18. 金銭の貸し付け、各種債権の売買、立替払い、債務の保証・引受およびその他金融業務
19. 結婚式場の企画・運営・管理およびコンサルティング	19. 結婚式場の企画、 <u>運営</u> 、 <u>管理</u> およびコンサルティング
20. ホテル・旅館の企画・運営・管理およびコンサルティング	20. ホテル・旅館の企画、 <u>運営</u> 、 <u>管理</u> およびコンサルティング
21. ゴルフ場の企画・運営・管理およびコンサルティング	21. ゴルフ場の企画、 <u>運営</u> 、 <u>管理</u> およびコンサルティング
22. 金融機関・取引当事者の委託を受けてなす担保物権の事務管理等のエスクロー業務	22. 金融機関・取引当事者の委託を受けてなす担保物権の事務管理等のエスクロー業務
23. 不動産の取引当事者の委託を受けてなす取引物件の事務管理等のエスクロー業務	23. 不動産の取引当事者の委託を受けてなす取引物件の事務管理等のエスクロー業務
24. 博物館、科学館、美術館、ギャラリー、図書館、資料館、多目的ホールの経営、企画・運営・管理ならびにそれらに関するコンサルティング	24. 博物館、科学館、美術館、ギャラリー、図書館、資料館、多目的ホールの経営、企画、 <u>運営</u> 、 <u>管理</u> ならびにそれらに関するコンサルティング
25. 飲食店の企画・運営・管理およびコンサルティング	25. 飲食店の企画、 <u>運営</u> 、 <u>管理</u> およびコンサルティング

現 行 定 款	変 更 案
26. 物販店の企画・運営・管理およびコンサルティング	26. 物販店の企画、運営、管理およびコンサルティング
27. 家具の企画・製作および家具店の企画・運営・管理およびコンサルティング	27. 家具の企画、製作および家具店の企画、運営、管理およびコンサルティング
28. 広告業	28. 広告業
29. 広告、宣伝に関する企画、製作および広告代理店業	29. 広告、宣伝に関する企画、製作および広告代理店業
(新設)	30. 警備業法で定義される警備業
(新設)	31. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業および有料職業紹介事業
(新設)	32. 駐車場の設計、施工および監理
(新設)	33. 駐車場の管理、運営および賃貸
(新設)	34. 放置車両の確認等および放置違反金に関する業務
(新設)	35. 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事および清掃施設工事に関する調査、企画、設計、施工、改修および監理
(新設)	36. 電気設備、防災・防犯設備、通信機器、空気調和設備等の設計、施工、改修および監理
(新設)	37. 前号に掲げる設備および関連資材の販売ならびに賃貸
(新設)	38. 昇降機の設置工事および販売に関する業務
(新設)	39. 事務所、店舗等の内装工事の設計、施工、改修および監理に関する業務
(新設)	40. 前号に掲げる工事に関連する資材の販売
(新設)	41. カタログ通信販売業
(新設)	42. 衣料品、家庭用電気製品、家具、室内装飾品雑貨の販売および賃貸
(新設)	43. 食料品、酒類、飲料水、穀物、塩等の販売
(新設)	44. 包装紙、袋、ラップ、トレー等の包装資材の販売
(新設)	45. 自動車・自転車・軽車両等の車両、日用品雑貨、玩具、絵画・美術工芸品、観賞用植物、愛玩動物、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および空調設備機器の販売および賃貸

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>30. <u>上記各号に付帯関係する一切の業務</u></p>	<p>46. <u>映画、レコード、ビデオテープおよびビデオディスクの販売および賃貸</u></p> <p>47. <u>医薬品、医薬部外品、化粧品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、肥料、飼料および計量器の販売</u></p> <p>48. <u>煙草、切手、印紙、商品券、高速道路券等の販売</u></p> <p>49. <u>オフィスコンピューター、ファクシミリ等の事務用機器の導入提案、販売、賃貸および事務用機器の消耗品の販売</u></p> <p>50. <u>前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の売買、レンタル業ならびに輸出入業</u></p> <p>51. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第3条 当社の本店は、東京都港区に置く。</p>	<p>第3条 当社の本店は、東京都江戸川区に置く。</p>
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会<u>及び</u>会計監査人を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会<u>および</u>会計監査人を置く。</p>
<p>(公告方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、<u>日本経済新聞</u>に掲載する方法による。</p>	<p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、<u>官報</u>に掲載する方法による。</p>
<p>第6条～第10条 (省略)</p>	<p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株を有する株主の権利)</p>	<p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p>
<p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>④ <u>次条に定める請求をする権利</u></p>	<p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>第12条～第22条 (省略)</p>	<p>第12条～第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条、第 25 条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条、第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年 6 月26日 (木) 予定

定款変更の効力発生日 平成26年 6 月26日 (木) 予定

以 上